

# 建築等における主な協議先

内 容	方法	該 当 要 件	担 当 部 署	問 い 合 わ せ 先
消 防	同 意	<b>消防法(予防係)</b> 建築確認、許可の場合は、計画建築物の所在地を管轄する消防署長の同意が必要です。区への確認、許可申請の提出部数は2部(正・副)です。管轄の消防署へは、区の意匠、構造、設備係長決裁後に申請書(正・副)を消防へ送ります。	<b>京橋消防署</b> 八重洲2・京橋・銀座・築地・明石町 新富・入船・湊・八丁堀・新川 浜離宮庭園	中央区京橋3-14-1 3564-0119
			<b>日本橋消防署</b> 八重洲1・日本橋・東日本橋・兜町 茅場町・本石町・室町・小網町・本町 小舟町・堀留町・小伝馬町・大伝馬町 蛸殻町・馬喰町・人形町・久松町 富沢町・横山町・箱崎町・浜町・中洲	中央区日本橋兜町14-12 3666-0119
紛争の予防	届 出	<b>中高層建築物の建築計画の事前公開に関する指導要綱</b> 高さが10mを超える建築物を建築する場合は、 ①事前周知の「標識」を設置 ②説明会等により近隣関係住民に計画の周知これらの届出をしてください。	<b>臨港消防署</b> 佃、月島、勝どき、豊海町、晴海	中央区晴海5-8-20 3534-0119
			中央区都市整備部建築課建築調整係	本庁舎5階 3546-5463
開発事業への対応	協議	<b>中央区市街地開発事業指導要綱</b> 敷地面積100㎡以上の①②の開発事業及び③の工作物に対して、区のみちづくりを推進するために必要な指導・協力要請をしています。 ①都市計画法第4条第12項に定める開発行為 ②建築基準法第6条及び6条の2の規定に基づく建築確認 ③建築確認の対象となる工作物の設置(銀座地区)  <b>中央区まちづくり基本条例</b> 以下の①及び②の開発事業に対して、開発事業者に求める開発計画への反映事項を定めています。 ①都市開発(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、都市再生特別区)の活用による開発事業 ②敷地面積が3,000㎡以上の開発事業	中央区都市整備部地域整備課	本庁舎5階 3546-5474 3546-5472
			中央区都市整備部地域整備課	本庁舎5階 3546-5474 3546-5472
地区計画	届 出	都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 ①土地の区画形質の変更 ②建築物の建築又は工作物の建設 ③建築物等の用途の変更 ④建築物等の形態又は意匠の変更 の場合、着工の30日前までに「行為の届出」を提出して下さい。	中央区都市整備部建築課指導審査係	本庁舎5階 3546-5456
	認 定	地区計画による容積率の緩和(前面道路の幅員が12m未満で、前面道路による容積率制限を適用しない場合のみ)、斜線の緩和の場合、特定行政庁の認定が必要です。 なお、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の協議先は東京都となります。	中央区都市整備部建築課指導審査係  東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課	本庁舎5階 3546-5456  都庁第二庁舎3階 5321-1111(代)
身障者 高齢者 等への対応	届 出	<b>東京都福祉のまちづくり条例</b> 対象建築物は条例に定める	中央区都市整備部建築課指導審査係	本庁舎5階 3546-5456
	—	<b>高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(東京都建築物バリアフリー条例)</b> バリアフリー法第14条を受け、東京都が対象用途、規模を追加 なお、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の協議先は東京都となります。	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課	都庁第二庁舎3階 5321-1111(代)
ゴミ等置き場	届 出	<b>再利用対象物の保管場所</b> 事業用途に供する部分の床面積の合計3000㎡以上の建築物  <b>中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例</b> 廃棄物保管場所 ①延べ面積3000㎡以上の建築物 ②住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡以上 ③住戸が30戸以上の集合住宅  <b>中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱</b> 資源保管場所 住戸が30戸以上の集合住宅	中央清掃事務所	中央区京橋1-19-6 3562-1521
		<b>中央区市街地開発事業指導要綱</b> 廃棄物保管場所 事業区域面積100㎡以上の建築物	中央区都市整備部地域整備課	本庁舎5階 3546-5474 3546-5472
ビル管対象	通知	<b>建築物における衛生的環境確保に関する法律(ビル管)</b> ビル管法第2条第1項に該当する特定建築物を建築する場合は、建築設備等について事前に協議し竣工後に同法による届出をして下さい。 次号の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積が3000㎡以上の建築物及びもつぱら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8000㎡以上のものとする。 ①興行場、百貨店、集会場 ②店舗又は事務所 ③学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所含む。) ④旅館、(ホテル)	中央区保健所	中央区明石町12-1 3541-5936
ホテル等	相談	<b>旅館業法、中央区旅館業の営業許可等に関する指導要領</b> 旅館・ホテル・簡易宿所・ウィークリーマンション等		
公衆浴場等	相談	<b>公衆浴場法</b> 公衆浴場、サウナ等で不特定多数の人が利用するもの		
興行場	相談	<b>興行場法</b> 興行場		
医療施設	相談	診療所等の医療関係施設(医療法) ※病院を除く		
病 院	相談	病院(医療法第1条の2で20人以上の収容施設のあるもの)	東京都福祉保健局医療政策部 医療安全課医務担当	都庁第一庁舎28階 5320-4431

内 容	方法	該 当 要 件	担 当 部 署	問 い 合 せ 先
有料老人ホーム等	相談	<b>中央区有料老人ホーム等設置指導要綱</b> 有料老人ホーム又は有料老人ホーム類似施設の事業を計画する場合、必要な指導・協力要請をしていますので事前に協議してください。	中央区福祉保険部介護保険課 指導担当	本庁舎4階 3546-5380
開発行為	許可	<b>都市計画法</b> 第29条の規定に基づき、敷地面積500㎡以上の開発区域に建築物等を建築する目的で、道路の改廃や盛土など土地の区画形態の変更が生じる場合は、確認申請前に区長の許可が必要です。	中央区都市整備部都市計画課 都市計画係	本庁舎5階 3546-5468
	許可	<b>盛土規制法</b> に基づき、中央区全域が宅地造成等工事規制区域に該当します。①盛土で1m以上の崖の発生、②切土で2m超えの崖の発生、③盛土および切土で2m超えの崖が発生する場合、④盛土で高さが2m超えとなるもの、⑤盛土および切土で造成する面積が500㎡超え ①～⑤のいずれかに該当する場合、区長の許可が必要です。		
指定作業場	届出	<b>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</b> 東京都環境確保条例の第2条第8項に定める指定作業場の設置する場合は、工事開始日の30日前までに届出が必要です。	中央区環境土木部 環境課生活環境係	本庁舎7階 3546-5404 3546-5405
工場	認可	<b>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</b> 東京都環境確保条例の第2条第7項に定める工場の設置、機械設備の変更の場合、認可申請が必要です。	中央区都市整備部建築課指導審査係	本庁舎5階 3546-5456
	合議	確認申請時に計画建築物の部分に工場設置されている場合は、工場調書の添付が必要です。		
駐 車 場	一	<b>東京都駐車場条例</b> 条例に基づき、附置義務台数を計算し、駐車場を附置して下さい。 ※区独自の駐車場の附置義務はありません。 なお、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の協議先は東京都となります。	中央区都市整備部建築課指導審査係  東京都都市整備局 市街地建築部建築企画課	本庁舎5階 3546-5456  都庁第二庁舎3階 5388-3343
	協議	<b>駐車場地域ルール</b> 銀座及び東京駅前地区(八重洲、京橋、日本橋)に、東京都駐車場条例第17条第1項に基づく地域ルールを定めています。	中央区都市整備部 建築課事業調整担当	本庁舎5階 6264-7467
	協議	<b>東京都集合住宅駐車施設附置要綱</b> 下記に該当する建築物について、適用されます。 (1)敷地が駐車場整備地区、商業地区以外の区域にあるもの (2)延べ面積が10,000㎡を超える建築物で、集合住宅の部分の床面積が2,000㎡を超えるもの	東京都都市整備局 市街地建築部建築企画課	都庁第二庁舎3階 5388-3343
	相談	交通規制係	<b>久松警察署</b> 馬喰町・横山町・東日本橋・浜町 久松町・富沢町・人形町・蛸殻町 箱崎町・中洲・小網町	中央区日本橋久松町8-1 3661-0110
	合議	交通規制係 (1)東京都安全条例のただし書きにおける交通安全上の支障の有無 (2)東京都駐車条例第18条における附置の特例(隔地駐車)	<b>中央警察署</b> 小伝馬町・大伝馬町・堀留町・小舟町 本町・室町・本石町・茅場町・兜町 八重洲・日本橋・京橋・新川・八丁堀	中央区日本橋兜町14-2 5651-0110
安全・安心なまち	相談	<b>中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例</b> 防犯性に配慮された建築物を建てもらうために、建築主の役割を定めており、確認申請書を提出する前に所轄の警察署の生活安全課に相談して下さい。建築基準法で定める特殊建築物(共同住宅、ホテル、映画館、デパート等)が対象となります。	<b>築地警察署</b> 新富・入船・湊・銀座・明石町・築地 浜離宮庭園	中央区築地1-6-1 3543-0110
			<b>月島警察署</b> 佃・月島・勝どき・豊海町・晴海	中央区晴海3-16-14 3534-0110
大量排水	相談	下記のいずれかに該当する場合、計画の時点で大量排水の事前協議が必要です。 ①日排水量 50㎡以上 ②敷地面積 1,000㎡以上 ③延べ面積 3,000㎡以上	東京都下水道局中部下水道事務所 お客さまサービス課渉外調整担当	千代田区大手町2-6-3 3270-7343
水の有効利用	相談	<b>水の有効利用促進要綱</b> 下記のいずれかに該当する場合、計画の時点で雑用水利用・雨水利用・雨水浸透などについて協力をお願いしているので、事前に協議してください。 ①延べ面積10,000㎡以上 ②市街地再開発事業(開発面積3,000㎡以上)	東京都都市整備局都市づくり政策部 広域調整課水資源係	都庁第二庁舎12階 5388-3289
緑 化	届出	<b>中央区花と緑のまちづくり推進要綱</b> 敷地面積200㎡以上の建築計画	中央区環境土木部 水とみどりの課緑化推進係	本庁舎7階 3546-5434
		<b>東京都における自然の保護と回復に関する条例</b> 敷地面積1000㎡(公共建築物は250㎡以上)以上の建築計画	東京都環境局自然環境部 緑環境課指導担当	都庁第二庁舎19階 5388-3455
建築物の省エネルギー	届出等	<b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</b> ・建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適合性判定) 原則、全ての住宅・非住宅建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。 ただし、次の建築物については適用除外となります。①10㎡以下の新築・増改築 ②居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの ③歴史的建造物、文化財等 ④応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等	中央区都市整備部建築課建築設備係 (延べ面積 10,000㎡以内)	本庁舎5階 3546-5461
			東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課設備担当 (延べ面積 10,000㎡超)	都庁第二本庁舎3階 5388-3364
デザイン協議会が指定されているエリア	相談	デザイン協議会が指定されている区域において、建築または工作物の築造をする場合にはご相談ください。	日本橋一の一部デザイン協議会	日本橋本町1-6-11 3525-4813
			日本橋問屋街デザイン協議会	日本橋横山町5-8 3661-1661
			銀座デザイン協議会	銀座4-6-1銀座三和ビル3階 3567-1535
			築地場外市場デザイン協議会	080-3450-9811
			晴海デザイン協議会	5200-8643

内 容	方法	該 当 要 件	担 当 部 署	問 い 合 せ 先
晴海地区	相 談	土地区画整理事業区域内の建築計画の場合 中央区環境土木部管理調整課計画調整係で打ち合わせ先を確認	東京都施行の区域 東京都建設局第一市街地整備事業課 臨海部事業係 東京都施行以外の区域 中央区環境土木部 管理調整課計画調整係	中央区勝どき1-7-3 3534-3402 本庁舎5階 3546-5420
	相 談	再開発等促進区内での建築計画の場合	都市整備局都市づくり政策部 開発企画課	都庁第二庁舎12階 5388-3243
臨港地区	合 議	臨港地区で建築物等を建築する場合 (東京臨港臨港地区及び分区図参照)		
港湾海岸 行為	相 談	港湾隣接地域で建築物等を建築する場合 (港湾隣接地域図参照)	東京都港湾局港湾経営部 経営課指導担当	都庁第二庁舎8階 5320-5551
		海岸保全区域で建築物等を建築する場合 (海岸保全区域図参照)		
都市計画 公園	合 議	都市計画公園内に建築する場合(都市計画法第53条の許可) ※公園敷地面積10ha以上(浜町公園、浜離宮庭園)で簡易に壊せない 建築物を建築する場合のみ東京都へ合議	中央区都市整備部建築課指導審査係	本庁舎5階 3546-5456
電波伝搬 障害	相 談	区域内で高さ31mを超える建築物・工作物を新設する場合は、重要無 線の回線保護のため事前に打ち合わせをして下さい。 電波伝搬障害(マイクロウェーブ)防止区域参照	総務省関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 6238-1763
航空障害	相 談	航空機が安全に離着陸するため、空港より一定の空間に対し建築物等 の高さの制限があります。 (東京国際空港周辺の制限表面図参照)	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	大田区羽田空港3-3-1 国土交通省東京空港事務所 5757-3002
	相 談	高さが60mを以上の建築物の場合航空障害灯設置の必要な場合があ ります。	国土交通省東京航空局 保安部航空灯火・電気技術課	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 5275-9296
都市計画 道路	相 談	計画決定のみ(※環3、補314)	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	都庁第二庁舎12階 5321-1111(代)
		晴海通り(事業認可) ※H11. 7. 15建築基準法第42条第1項第4号の指定	東京都都市整備局 第一市街地整備事務所 工事課臨海部地区事務所(豊洲)	江東区豊洲5-1 3532-1477
		環状二号線(事業認可)	東京都建設局第一建設事務所 環二工事課	中央区明石町2-4 3542-0697
都営地下鉄	協 議	都営地下鉄の路線に近接して工事を行う場合(予約制)	東京都交通局建設工務部保線課	都庁第二庁舎24階 5320-6151
東京地下鉄	協 議	東京メトロの路線に近接して工事を行う場合(予約制)	メトロ開発(株)技術部渉外課	中央区小伝馬町11-9 5847-7893
JR東日本	相 談	JRの路線に近接して工事を行う場合	JR東日本旅客鉄道(株)東京支社	北区東田端2-20-68 5692-6134
下水道局 用地	合 議	敷地境界確定 馬喰町・横山町・大伝馬町・小伝馬町・久松町・富沢町に有り	東京都下水道局経理部 資産運用課土地運用係	都庁第二庁舎27階 5320-6553
河 川	相 談	隅田川に接する敷地で第一建設事務所管理しているもの (河川保全区域-河川境界から10m)	東京都建設局第一建設事務所管理課	中央区明石町2-4 3542-1472
		中央区環境土木部管理調整課占用係で打ち合わせ先を確認 (1)占用許可 (2)護岸裏掘削審査	中央区環境土木部管理調整課占用係	本庁舎5階 3546-5416
			東京都建設局第一建設事務所管理課	中央区明石町2-4 3542-1472
スーパ- 堤防	相 談	隅田川に面する敷地	東京都建設局河川部 計画課低地対策担当	都庁第二庁舎6階 5320-5413
景観形成	届 出	<b>東京都景観条例</b> 良好な景観形成を誘導するため、「景観基本軸」を指定し、以下に指定 する地区区分に応じて、建築物、工作物の建設等について届出が義務付 けられています。 「建築確認申請の30日前」、「環境アセスの評価書案の提出の日」等関 係法令の手続きを行う日の一番早い日までに届出が必要です。 中央区内で届出を要する建築物の建築等は、(1)の区域内で(2)の行 為を行う場合です。 (1)①隅田川と隅田川の両側から50m ②浜離宮庭園の外周からおおむね100~300m ③水辺景観形成特別地区 (浜離宮、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海) (2)①高さ15m又は延べ面積1,000㎡以上 ②高さ20m以上 ③高さ15m又は延べ面積3,000㎡以上	東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課街並み景観担当	都庁第二庁舎12階 5388-3265
埋蔵文化財	相 談	埋蔵文化財包蔵地の照会は、 LoGoフォーム( <a href="https://logofom.jp/form/CxKB/1294150">https://logofom.jp/form/CxKB/1294150</a> )、または、FAX (3551-2712)により照会ください。 照会する際は、 ①埋蔵文化財包蔵地の照会書 ②照会地(住居表示)を示した地図 を送付してください。折り返し回答します。	中央区教育委員会事務局 図書文化財課郷土資料館 (本の森ちゅうおう)	中央区新富1-13-14 3551-2167
大規模小売 店舗	届 出	<b>大規模小売店舗立地法</b> 小売業を行うための店舗面積が、1,000㎡を超える場合	東京都産業労働局商工部 地域産業振興課	都庁第一庁舎20階 5320-4789
首都高速 道路	相 談	隣接敷地で建築物等を建築する場合	首都高速道路(株)お客様センター	6667-5855
解体工事	届 出	<b>中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱</b> 中央区内で行う建築物すべての解体工事に対して、 ①事前周知の看板の設置 ②近隣説明会等の開催をして、これらの届出をしてください。	中央区都市整備部建築課建築調整係	本庁舎5階 3546-5463

内 容	方法	該 当 要 件	担 当 部 署	問 い 合 せ 先
建設資材 のリサイクル	届 出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 特定建設資材(コンクリート・鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を使用又は発生する以下の建設工事は、工事着手の7日前までに分別解体等の届出が必要です。 ①床面積80㎡以上の解体 ②床面積500㎡以上の新築・増築 ③請負代金(税込)1億円以上の修繕・模様替(リフォーム等) ④請負代金(税込)500万円以上の土木工事(解体・新築等) なお、延べ面積が10,000㎡を超える建築物に係る届出先は東京都となります。	中央区都市整備部建築課建築調整係	本庁舎5階 3546-5463
	届 出	騒音規制法・振動規制法 「特定建設作業(著しい騒音又は振動を発生する作業)」を伴う建設工事を施工しようとする者は、その作業開始の7日前までに実施の届出が必要です。	東京都都市整備局 市街地建築部建築指導課	都庁第二庁舎3階 5388-3373
騒音・振動 の規制	届 出	騒音規制法・振動規制法 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)などの施設を設置する場合は、工事開始日の30日前までに届出が必要です。	中央区環境土木部 環境課生活環境係	本庁舎7階 3546-5404 3546-5405
	届 出	大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例(東京都環境確保条例) 石綿含有材料を使用する建築物等で解体・改修工事をする場合は工事開始の14日前までに届出が必要となる場合があります。		
公共下水道 の一時使用	届 出	建築中の公共下水道へ排水は、下水道料金がかかります。一時使用届を工事開始の14日前までに提出が必要です。	東京都下水道局中部下水道事務所 中央出張所	中央区日本橋箱崎町44-9 3668-8661
住居表示	届 出	建物を新築する時は、原則として建物完成予定の2カ月前に「建物その他の工作物建築届」を提出してください。また、住居表示の届出を行った建物の名称が変更された場合には、「名称変更届」を提出してください。	中央区都市整備部建築課建築調整係	本庁舎5階 3546-5454
地名地番	閲 覧	中央区の土地の公図、地名地番	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎4階 5213-1234(代)

国 道	相 談	中央通り(15号線)	国土交通省東京国道工事事務所 品川出張所	品川区八潮1-1-3 3799-6315
		中央通り(17号線)	国土交通省東京国道工事事務所 万世橋出張所	千代田区外神田1-1-14 3253-8361
		江戸通り(6号線)	国土交通省東京国道工事事務所 亀有出張所	葛飾区新宿4-21-1 3600-5541
都 道	相 談	中央区全域	東京都建設局第一建設事務所	中央区明石町2-4 3542-1472
区 道	相 談	中央区全域	中央区環境土木部 管理調整課道路台帳係	本庁舎5階 3546-5414
建築基準法 道路種別	相 談	中央区全域	中央区都市整備部建築課建築調整係	本庁舎5階 3546-5453
電 気	相 談	中央区全域	東京電力㈱ 東京カスタマーセンター(第一)	0120-995-006
ガ ス	相 談	中央区全域	東京ガス㈱お客様センター	0570-002211(代)
上 水 道	相 談	中央区全域	東京都水道局千代田営業所	千代田区内神田2-1-12 5298-5351
下 水 道	相 談	中央区全域	東京都下水道局中部下水道事務所	千代田区大手町2-6-2 3270-8317(代)
電 話	相 談	中央区全域	NTT東日本電信電話㈱ 東京支店お客さま窓口	0120-116-000(代)
震災復興図	閲 覧	原図	東京都建設局第一建設事務所 管理課	中央区明石町2-4 3542-1472
登記簿 謄本等	閲 覧	中央区の土地・建築物登記	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎4階 5213-1234(代)
労働基準 監督署	相 談	労働基準や労働災害の防止対策について	中央労働基準監督署	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6、7階 5803-7382
建築確認 申請の審査	相 談	東京都確認物件	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課	都庁第二庁舎3階 5321-1111(代)

※要件や組織等の改正により、記載内容について変更がある場合がありますのでご了承ください。  
 ※不動産調査をされる方向けに別途、重要事項説明の項目(都市計画法・建築基準法を除く)の窓口をまとめた  
 「【重要事項説明】「その他の法令に基づく制限」に係る主なお問い合わせ先一覧」を中央区HP(ページID:515  
 5)で公開及び本庁舎5階都市計画課の窓口で配布しています。